



経済産業省・補助事業

③中小企業及び小規模事業者「持続化補助」

事業会社は地域社会に根付き、継続して事業を行い商品・サービスを提供することが、最も重要な社会貢献であるとされています。地域社会に雇用を生み、産業をもたらすことは国にとっても地域社会にとっても良いことです。事業社の持続化補助は、現在の市況を乗り越え存続していく為にも十分に活用していきたい内容になります。

取引先業者もこの状況を何とか乗り切っていく為に、様々な士業の方と相談を進め、事業展開を試みていると思います。流通事業社としては、こういった取引先の力・支援となるような補助事業に関してもポイントを抑えておくことが必要になります。

補助事業の情報は経営陣だけが知っていれば良いというものではありません。事業は複数のステークホルダーとの関係性が重要です。流通事業社の社員ひとりひとりも、この市況下においては様々な情報をインプットしておくことが求められます。

■抑えておきたいポイント

- (ア) 取引先の状況を把握し、適切な国の支援事業・補助事業をご案内する
- (イ) 流通事業に従事する社員は、全社員が把握する
- (ウ) 取引先が困っているときは、士業のご紹介や具体的なサポートに入る流れをつくる

■小規模企業者の定義

製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

	通常枠	特別枠
持続化補助 小規模事業者が経営計画を作成して 取り組む販路開拓等の取組を支援	補助上限：50 万円 補助率 2/3	補助上限：100 万円 補助率 2/3

■特別枠の申請要件 ※前回レポートをご確認ください

(1) 持続化補助（通常型）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援

基本情報	
対象	小規模事業者 等
補助上限	50万円
補助率	2/3

※感染症の影響により売上が減少した事業者等を審査、加点
創業事業者の特例（上限 100 万円）の要件緩和
当面、2020 年創業者については登記簿又は開業届の写しにより確認

■ 持続化補助事業活用例

- 感染症収束後に備え「英語表記メニュー」や「のぼり」の制作
- 機械を一新し、安定化時間短縮化により、事業再開後の売り切れなどを回避
- コロナ景気収束後のインバウンド取り組みのため、
 - (1) 外国語版 WEB サイトやピクトグラム(絵文字・アイコン)の活用
 - (2) イスラム教ムスリム対応
 - (3) 情報を発信し外国人向け事業の拡大を図る

公募スケジュール（2次締切）	
申請開始	公募中
2次締切	6月5日（金）当日消印有効

※2次締切後も申請受付を継続し、年度内には10月（3次）、令和3年2月（4次）に締切りを設け、申請を審査し、採択発表を行う（制度内容・予定変更有り）

【小規模事業者持続化補助の問い合わせ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h

電話番号：03-66770-2540

受付時間：9：00～12：00/13：00～17：00（土日祝除く）



日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6447-2389

受付時間：9：30～12：00/13：00～17：30（土日祝除く）



(2) 持続化補助 (コロナ特別対応型)

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う
販路開拓等の取組を支援

基本情報	
対象	小規模事業者 等
補助上限	100万円
補助率	2/3

- ・売上高が前年同付き比▲20%以上減少した小規模事業者で早期受領を希望の場合、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2(最大50万円)を即時支給
- ・2月18日以降に実施した取組まで遡って補助

公募スケジュール(予定)	
申請開始	5月1日(金) 予定
1次締切	5月15日(金) 必着

※締切り後も申請受付を継続。複数回の締切りを設け、申請分を審査・採択発表を行う
(制度内容、予定は変更する場合があります)

【小規模事業者持続化補助(コロナ特別対応型)の問い合わせ先】

- ・独立行政法人 中小企業基盤整備機構
企画部生産性革命推進事業室 事務局 03-6459-0866
- ・中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

基本情報

※応募方法詳細

<https://www.smrj.go.jp/news/2020/favgos000000k9ri.html>

